⑵　「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が2,000人を超える場合で、令和８年旧政令附則第６条の２第４項に規定する事項を公表している場合（同条第５項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）

［⑶・⑷　略］

⑸　租税特別措置法第42条の12の５第２項又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この記載要領において「令和８年旧措置法」という。）第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等が法附則第９条第13項又は令和８年旧法附則第９条第14項の規定の適用を受ける場合

５　「前事業年度㉑」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の５第４項第５号又は令和８年旧措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「国内雇用者に対する給与等の支給額㉒」から「㉓のうち雇用安定助成金額㉔」までの各欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第８項第２号イ又は租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和８年政令第98号）による改正前の租税特別措置法施行令（以下この記載要領において「令和８年旧措置法施行令」という。）第27条の12の５第18項第２号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の５第４項第３号又は令和８年旧措置法第42条の12の５第５項第３号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の５第４項第５号又は令和８年旧措置法第42条の12の５第１項第２号イに規定する他の者から支払を受ける金額又は租税特別措置法第42条の12の５第４項第７号イ又は令和８年旧措置法第42条の12の５第５項第６号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。

［⑵～⑷　略］

６　租税特別措置法施行令第27条の12の５第９項若しくは第11項の規定又は令和８年旧措置法施行令第27条の12の５第19項若しくは第20項の規定によりみなされた同条第12項若しくは第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　「比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　租税特別措置法第42条の12の５第４項第９号又は令和８年旧措置法第42条の12の５第５項第11号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

⑵　「調整比較雇用者給与等支給額㉗」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第15項（第２号に係る部分に限る。）又は令和８年旧措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第４項第７号ロ又は令和８年旧措置法第42条の12の５第５項第６号ロに掲げる金額を記載すること。

７　「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、法附則第９条第12項又は令和８年旧法附則第９条第13項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、当該各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

［⑴・⑵　略］

⑵　「期末現在の常時使用する従業員の数②」の数が2,000人を超える場合で、政令附則第６条の２第４項に規定する事項を公表している場合（同条第５項に規定する書類の写しの添付がある場合に該当する場合に限る。）

［⑶・⑷　同左］

⑸　租税特別措置法第42条の12の５第３項に規定する中小企業者等が法附則第９条第14項の規定の適用を受ける場合

５　「前事業年度㉑」の月数が６月に満たない場合であって、当該月数が適用年度（租税特別措置法第42条の12の５第５項第４号に規定する適用年度をいう。以下この記載要領において同じ。）の月数に満たないときは、次に掲げる各欄の記載に当たっては、それぞれ次に定めるところによること。

⑴　「国内雇用者に対する給与等の支給額㉒」から「㉓のうち雇用安定助成金額㉔」までの各欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第18項第２号イに規定する前一年事業年度（同号イの前事業年度を除く。）の損金の額に算入される給与等（租税特別措置法第42条の12の５第５項第３号に規定する給与等をいう。以下この記載要領において同じ。）の支給額、その給与等に充てるため租税特別措置法第42条の12の５第１項第２号イに規定する他の者から支払を受ける金額又は同条第５項第６号イに規定する雇用安定助成金額を、各欄の上段にそれぞれ外書として記載すること。

［⑵～⑷　同左］

６　租税特別措置法施行令第27条の12の５第19項又は第20項の規定によりみなされた同条第12項又は第14項の規定の適用を受ける場合における「比較雇用者給与等支給額及び調整比較雇用者給与等支給額の計算」の各欄の記載に当たっては、次によること。

⑴　「比較雇用者給与等支給額㉖」の欄　租税特別措置法第42条の12の５第５項第11号に規定する比較雇用者給与等支給額を記載すること。

⑵　「調整比較雇用者給与等支給額㉗」の欄　租税特別措置法施行令第27条の12の５第21項（第２号に係る部分に限る。）の規定により計算した租税特別措置法第42条の12の５第５項第６号ロに掲げる金額を記載すること。

７　「継続雇用者給与等支給額及び継続雇用者比較給与等支給額の計算」の各欄は、法附則第９条第13項の規定の適用を受ける場合に記載すること。この場合において、当該各欄の記載に当たっては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによること。

［⑴・⑵　同左］